

令和3年度 障害福祉サービス等処遇改善加算届出書の提出先一覧		※原則として、指定権者ごとに提出してください。 (例)法人所在地：白河市 事業所所在地：福島市、白河市 (障害者・児福祉サービスの両方を運営)の場合 → 提出先：福島市及び県南保健福祉事務所	
運営するサービスの種類 法人所在地	障害者福祉サービス及び 障害児福祉サービスを運営する法人	障害者福祉サービスのみ運営する法人	障害児福祉サービスのみ運営する法人
福島県内の1管内にのみ事業所がある場合 (中核市を除く)	法人所在地を管轄する保健福祉事務所		
中核市 (福島市、郡山市、いわき市) のみに事業所がある場合	各中核市		
福島県内の複数管内に事業所があり、その中に中核市が含まれている場合	(1) 法人所在地が福島市 福島市及び県北保健福祉事務所へそれぞれ提出 (2) 法人所在地が郡山市 郡山市及び県中保健福祉事務所へそれぞれ提出 (3) 法人所在地がいわき市 いわき市及びいわき地方振興局へそれぞれ提出 (4) 法人所在地が中核市以外 中核市と法人所在地を管轄する保健福祉事務所へそれぞれ提出		
福島県内の複数管内に事業所がある場合 (複数管内の中に、中核市が含まれている場合を除く)	県庁障がい福祉課	県庁児童家庭課	
法人の所在地が県外の場合			